

令和2年度第9回

東京都私立学校審議会（第803回）

令和3年3月16日（火）

都庁第一本庁舎33階 特別会議室N2

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和 2 年度第 9 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち18名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開しておりますが、本日の議題は認可に関する議案及び報告事項のため、審議は非公開となります。

それでは、認可に関する議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 6 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 3 年 3 月 16 日付、東京都知事名。

記、1、専門学校ESPエンタテインメント東京の目的変更認可について、新宿区、ほか 5 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 6 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第 1 号から議案第 6 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号及び議案第2号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号及び議案第2号の目的変更認可申請についてご説明いたします。

これらの議案は、音楽・エンタテインメント分野の学校を運営する学校法人ESP学園が、都内に設置する専門学校ESPエンタテインメント東京及び専門学校ミュージシャンズ・インスティテュート東京の両校の間で教育内容を整理・明確化するために申請を行ってきたことから、一括してご説明させていただくものです。

まず、議案第1号についてです。専門学校ESPエンタテインメント東京は、昭和62年2月20日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、音楽、楽器に関する専門知識を授け、音楽文化の向上に貢献しうる技術、知識の習得を図り、人格の涵養のもと、すぐれた音楽人の養成に力を注ぐことを目的とする」から、「本校は、学校教育法及び本学園の教育理念に基づき、エンタテインメント及び楽器に関する知識や技術を授け、人格の涵養のもと、個性と可能性を大きく伸ばした人材を育成することを以って、音楽、エンタテインメント文化の向上と社会の発展に貢献することを目的とする」に変更します。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由は、法人が設置する学校間で教育内容の整理・明確化を行うためです。

設置者は学校法人イーエスピー学園で、理事長は渋谷妙子氏、校長は矢島鎗司氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりで、今回の目的変更に伴う変更はございません。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第2号について説明いたします。専門学校ミュージシャンズ・インスティテュート東京は、平成16年11月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は学校教育法に基づき、ヴォーカル、ダンス、演技などの身体表現を行うパフォーマンスに関する専門技術・知識を授け、さらに社会人としての人格を身に付ける教育を行い、音楽、エンタテインメント文化の向上に貢献しうるすぐれた音楽人、エンタテインメント人の養成を目的とする」から、「本校は、学校教育法及び本学園の教育理念に基づき、音楽に関する知識や技術を授け、人格の涵養のもと、個性と可能性を大きく伸ばした人材を育成することを以って、音楽、エンタテインメント文化の向上と社会の発展に貢献することを目的とする」に変更します。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由は、法人が設置する学校間で教育内容の整理・明確化を行うためです。

設置者は学校法人イーエスピー学園で、理事長は渋谷妙子氏、校長は同じく渋谷妙子氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりで、今回の目的変更に伴う変更はございません。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方はお名前をお願いいたします。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校及び幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号から議案第6号は、各種学校及び幼稚園の収容定員に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、秀林日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

秀林日本語学校は、各種学校として平成13年1月31日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の減員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由は、生徒数減少に対応するため、収容定員を変更するものです。

設置者は学校法人金井学園で、園長は申景浩氏、校長も申景浩氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、第1部につきましては、一般日本語Aの入学定員を60名から20名へ、大学等進学Cの入学定員を40名から20名へ減員しております。また、第2部につきましては、一般日本語Aと大学等進学Aの入学定員をそれぞれ60名から20名へ、特進の入学定員を20名から0名へ減員しております。これにより総定員は420名から240名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日等を記載しておりますので、参考にご覧ください。

以上で議案3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号について説明させていただきます。

○議案担当者 続きまして、議案第4号、東京朝鮮中高級学校の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

東京朝鮮中高級学校は、各種学校として昭和30年4月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の減員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由は、生徒数減少に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人東京朝鮮学園で、園長は金順彦氏、校長は尹太吉氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、高級部／普通科の入学定員を400名から200名に減員します。あわせて、高級部／商業科を廃止します。これにより総定員は1,650名から810名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日等を記載しておりますので、参考にご覧ください。

以上で議案4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号について説明させていただきます。

○議案担当者 それでは、議案第5号、四恩幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて、収容定員を変更するものです。

設置者は学校法人四恩学園、園長は築山滋氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の12学級330名を7学級185名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

なお、四恩幼稚園は、令和3年4月1日より、幼稚園型認定こども園への移行を計画しております。そのため、要項の園舎、教職員組織の変更後の部分につきましては、認定こども園移行後のものを記載しております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

引き続き、議案第6号のご説明をいたします。

○議案担当者 それでは、議案第6号、日野・多摩平幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございま

す。

設置者は学校法人宮村学園、園長は福田大海氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の10学級315名を11学級327名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案6号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。3から6ですけれども、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号から議案第6号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、4月の開催日は、19日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

年度内、ありがとうございました。

午後3時18分閉会